

平成26年12月16日（火）

於・特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会

第3回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

開 会	1
ハーフ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂についての パブリックコメントの結果と対応	1
ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針についてのパブリックコメント の結果と対応	9
意匠審査基準ワーキンググループ中間報告の取りまとめ	11
閉 会	16

開 会

○木本意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。まだお見えでない委員の方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第3回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しい中、またお足元が悪い中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、以降の議事進行を茶園座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○茶園座長 皆さん、こんにちは。よろしく願いいたします。

それでは、まず事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1の「改訂意匠審査基準案」及び「意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方、資料2のパブリックコメントの結果を踏まえた改訂意匠審査基準案の修正点、資料3の「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針案」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方、資料4の意匠審査基準ワーキンググループ中間報告「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂及びロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針について」(案)、(別紙1)の意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針、(別紙2)の改訂意匠審査基準(関連部分抜粋)、(別紙3)のロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針、以上の7点でございますが、不足等ございませんでしょうか。

それからもう一点、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際には、お手元のマイクの緑色のスイッチをお入れいただき、マイクを少し近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

○茶園座長 ありがとうございます。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂についての

パブリックコメントの結果と対応

○茶園座長 それでは議題に移りたいと思います。議事次第2.の「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂についてのパブリックコメントの結果と対応」についてでございます。今回は、パブリックコメントで寄せられた御意見及びそれに対する考え方と、そのパブリックコメントの結果を踏まえた改訂意匠審査基準案の修正点が事務局から提示されております。それでは、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料1、資料2を用いて御説明させていただきます。

まず、資料1についてでございますが、ジュネーブ改正協定については、第2回において御了承いただいた「改訂意匠審査基準案」と、第1回において御了承いただいたジュネーブ改正協定に対応した「意匠審査基準等の検討の論点」について、平成26年10月29日から11月28日に意見募集の手続を実施し、2件の意見提出を受けました。内訳は団体1件、個人1件となっております。

それでは、寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方を資料1に従って順番に説明させていただきます。1点目から9点目までは団体からの御意見で、改訂意匠審査基準案に関してでございます。

1点目は、第7部 個別の意匠登録出願 第3章 関連出願のうち、73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の前に出願された意匠登録出願であること、に関する箇所でございます。

御意見は、本項目の末尾に「なお、この意匠公報には、国際意匠登録出願に係る国際公表の国際意匠公報は含まれない。」と記載されているが、この「なお書き」だけを読むと、国際公表後でも関連意匠の出願が可能であるように誤解されるおそれがあるので、なお書きを削除するか、注意喚起のために「但し、国際公表により本意匠は新規性を喪失するので、それ以降は関連意匠の出願はできない。」と付記してはどうかという内容でございます。

この御意見を踏まえまして、本意匠が国際公表された後の関連意匠の出願の取り扱いについて誤解を与えることがないように、御指摘の記載を削除するのではなく、注意喚起の記載を本項目に追加しました。

具体的には資料2になります。資料2の2ページ目の上段をごらんください。すなわち、

左の欄のお書きを、右の欄にありますように、「この意匠公報には、国際意匠登録出願の場合における国際公表の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第3条第1項第2号に規定する意匠（日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠）に該当することに注意を要する。」と修正するものとしたしました。

この御意見に含まれるものではありませんでしたが、同様の観点で、意匠法第3条の2の適用に関する箇所についても、同趣旨の追記を行いました。

具体的には資料2の1ページ目に戻りますが、上段の修正をごらんください。なお、今回の修正は全てお手元にあります資料4（別紙2）「改訂意匠審査基準（関連部分抜粋）」に既に反映させていただいております。以下、修正箇所は全て同様に扱っておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、第11部 国際意匠登録出願 第3章 国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件 113.1.2 意匠が具体的なものであること、に関する箇所です。

御意見は、ハーグ経由の出願においても、従前の国内出願と同様の図面を求める姿勢は評価する。しかしながら、本項目の「(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例」において「国際意匠登録出願には、国内の意匠登録出願が満たすべき願書及び図面等の形式及び記載事項に関する要件が課されるものではない。」という前提が示されている。

そうすると、六面図がなくとも「意匠が具体的なもの」と認定できる場合は、六面図がなくとも許容するということか。それとも、条約において「六面図」を要求している以上、たとえ「具体的」に認識できるとしても、意匠法第3条第1項柱書きによる拒絶通報を出して、六面図を求めるのか。この基準では、いずれであるのか不明確である、という内容のものです。

この御意見については、これまでも御説明させていただきましたように、「意匠が具体的なもの」か否かの判断は、提出された図の数によって一義的に判断するものではなく、その意匠の属する分野における通常の知識に基づき総合的に判断した場合に、具体的な一の意匠の内容が直接的に導き出されるか否かの観点から行います。

したがって、具体的な意匠と認定できる限りにおいて、意匠法第3条第1項柱書きによる拒絶理由の対象とはなりません、とお答えしたいと存じます。

3点目は、第11部 国際意匠登録出願 第3章 国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件 113.4.1 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件、に係る場所ござい

ます。

御意見は、本項目の「なお書き」は、国際意匠登録出願の出願日と同日に公開された場合は意匠法第3条の2に該当することを受けて、念のために記載したものであるが、「意匠公報の発行の時以降に出願されたことが明らかな国際意匠登録出願」という記載部分がわかりにくい。

意匠法第3条第1項に関する改訂意匠審査基準案「113.2.1.1 意匠登録出願前について」に記載されている事項であるから削除してはどうか。残すのであれば、「意匠公報の発行の日の翌日以降に出願された国際意匠登録出願」としてはどうか、という内容でございます。

この箇所については、御意見を踏まえ、誤解を生じないように、該当部分の記載を削除しました。また、本項目の本文について、記載の趣旨が明確となるよう修正を加えました。

具体的には、資料2の3ページの上段をごらんください。御指摘のありましたなお書きを削除し、当該本文前半を意匠法第3条の2の趣旨そのものを説明するものとし、後半部分に関して国際意匠登録出願における同日の取り扱いを明確にするものとし、項目内容全体を明瞭化するものとししました。

4点目は、第11部 国際意匠登録出願 第6章 国際意匠登録出願に関する一意匠一出願 116.1 意匠法第60条の6第2項の規定、に関する箇所でございます。

御意見は、意匠の数を判断する基準として、本文では「物品の区分」のみが記載されている。この基準は、「複数の物品」を含む場合と「複数の形態」を含む場合の双方が対象になるのであるから、本文に「複数の形態」についての記述も必要ではないか、という内容のものでございます。

この御意見につきましては、本項目の本文の記載は、意匠法第7条に規定する「意匠ごとに」と、改正意匠法第60条の6第2項に規定する「国際登録の対象である意匠ごとに」との対応関係を明らかにすることを目的としたものであり、それより下位に、意匠法第7条における判断事項を全て網羅した内容となっています、とお答えしたいと存じます。

お手元の資料4の(別紙2)になりますが、「改訂意匠審査基準(関連部分抜粋)」の21ページをごらんください。御指摘の116.1項目の下位のほうに、「116.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例」として、「(1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合」と、次のページにわたりますが、「(2) 二以上の物品の図面を表示した場合」と、2つの事例を網羅しておりますので、項目全体として御指摘の内容

は包含された形で既に明確になっていると存じます。

5点目は、第11部 国際意匠登録出願 第6章 国際意匠登録出願に関する一意匠一出願。同じ項目でございますが、116.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例、に関する箇所です。

御意見は、「二以上の物品の図面を表示した」という表現は「二以上の形態を表示した」と、現行意匠審査基準を含めて修正してはどうか。修正により、本項目の(1)は「物品が複数」の場合であり、(2)は「形態が複数」の場合であるということが明確になるのではないか、という内容のものでございます。

この御意見に対しましては、当該箇所は、既に御説明させていただいたように「二以上の意匠」を包含する場合について記載しているものであり、御指摘の「形態」は、「意匠」を観念する上で物品と不可分の関係にありますので、「形態」のみを抜き出した表現に改めることは、現状の運用との関係においても難しいと判断しております。したがって、従来の表現どおり、「二以上の物品の図面を表示した」という記載とさせていただくものとする、とお答えしたいと存じます。

第6点目は、国際意匠登録出願の分割出願は「国内出願」であるということ、どこかで明示する必要があると考える、ということでございます。これは、7条違反によって拒絶理由が通知された場合に出願人様の取り得る対応として、分割出願を行えるということに関する追加的な御質問でございます。

これに対しましては、御意見を踏まえ、意匠審査基準中の分割出願に係る箇所に、注意喚起のための記載を追加しました。追記する箇所は、意匠審査基準の「91.1 意匠法第10条の2の規定」、すなわち通常在意匠登録出願に関する分割の項目になりますが、具体的には資料2の2ページ目の下段をごらんください。当該箇所に、「なお、ここでいう新たな意匠登録出願には、国際意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願を含む。」という形でなお書きを追記して、明確化することとしました。

第7点目は、第11部 国際意匠登録出願 第8章 部分意匠の国際意匠登録出願 118.1.9.3 国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正の具体的な取り扱い、及び 118.1.9.4 国際意匠登録出願に係る図面の記載についてした補正の具体的な取り扱いに関する箇所です。

御意見は、118.1.9.3の(1)及び(2)並びに118.1.9.4(4)では、要旨変更の基準として「当然に」導き出すことができるかどうか」と記載され、118.1.9.4(2)では、「そ

の意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に」導き出すことができる」と記載されている。「当然に」と「その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に」とはどのように違うのか不明確である。全て、「その意匠に属する分野における通常の知識に基づいて当然に」としてはどうか、という内容でございます。

この御意見に対しましては、意匠審査基準上、「総合的に判断」と記載した場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としているため、その点について重ねての記載は行っておりません、とお答えしたいと存じます。

資料1の4ページの上段の右側にも、注意書きとして入れさせていただきましたが、現行の意匠審査基準の11ページに、「総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。」と記載しております。

そこで当該箇所に戻りますと、ちょっと煩雑ではございますが、お手元の資料4（別紙2）、「改訂意匠審査基準（関連部分抜粋）」の29ページの最終パラグラフをごらんください。(1)「部分意匠」の欄を追加する補正というところで始まりますが、118.1.9.3 (1)「部分意匠」の欄を追加する補正において、「出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が全体意匠の国際意匠登録出願であることを当然導き出すことができる」ときに「総合的に判断して」という記載がございます。

この表現には、先ほども御説明させていただいたように、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている、ということを含んだものとなっております。したがって、「当然に」の前に、「その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて」の記載を再度加えないものとしております。これは118.1.9.3(2)及び118.1.9.4(4)も同様な表現になっております。

他方、118.1.9.4(2)、31ページの真ん中あたりになりますが、こちらについては、「総合的に判断して」という表現が先に記載されておられません。したがって、「その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に」と、書き起こす形になっております。このような審査基準の現行の書きぶりを踏襲するという形で、内容については御理解いただきたく存じております。

第8点目は、第12部 審査の進め方 第2章 各論 112.5.1 拒絶の通報に関するも

のです。

御意見は、本項目の(1)の末尾における「一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらずに行う。」はわかりにくい。端的に、「一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続での拒絶理由の通知等は国内出願と同様に拒絶理由通知等により行う。」としてはどうか、という内容のものでございます。

この御意見を踏まえまして、記載の趣旨が明確となるように修正することとしました。具体的には資料2の3ページの下欄をごらんください。色かけしているところがございますが、「一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらず、通常の拒絶理由通知等により行う。」と修正することにより、これまで御回答しておりました内容を明確化することとしました。

9点目は、創作者の記載がない場合の取り扱いの記載が必要ではないか、という御意見でございます。

これにつきましては、創作者の記載がないこと自体は、意匠法上、直接的な拒絶理由を構成するものではないことから、意匠審査基準においては、創作者の記載がない場合の取り扱いについて特段の記載を現行でも行っておりません。したがって、今回も、特に記載は行わないものとしております、という御回答にさせていただきたいと思っております。

第10点目は、ここからは個人の方の御意見です。御意見の対象は、「意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針」であり、この方針の5.1.1 部分意匠の国際意匠登録者に係る意匠の認定 [論点12] 国際意匠登録出願における、部分意匠の意匠登録出願であること、及び、意匠登録を受けようとする部分の認定に関するものです。

御意見は、当該箇所の【対応方針】に、国際意匠登録出願については、審査官が【部分意匠】の欄を追加するとしているが、国内の出願についても同じ取り扱いをすることを何らかの方法にて明記すべきである。さらに、職権で追記する場合は、出願人に事前に連絡をするという運用にさせていただきたいという内容です。

この御意見に対しては、部分意匠の意匠登録出願をする際に、【部分意匠】の欄を記載することが前提となっております国内の通常の出願については、国際意匠登録出願の場合と同様の例外的な運用を導入することは考えておりません。また、国際意匠登録出願において審査官が、【部分意匠】の欄を追記するのは、部分意匠の意匠登録出願に相当することが当然に導き出せる場合のみですので、事前の連絡を行わなくても、出願人様に不利益が生じることはないものと考えております、という御回答にさせていただきたいと存じます。

第 11 点目は、「出願人の手続補正により、又は審査官が、【部分意匠】の欄を追記する」点に関して、その補正または追記する「対象書類」は何かという点について疑問があるという御意見です。

この御意見につきましては、国際意匠登録出願の場合における手続補正の【補正対象書類名】等は、その具体的な内容が決まり次第、特許庁ホームページ等で公表します、とお答えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

それでは審議に移りたいと思います。今御説明いただきましたパブリックコメントの結果と、改訂意匠審査基準案の修正につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

永田委員。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。資料 1 の 2 ページ目、番号 2 の意見についてコメントさせていただきます。

提出された図面の数によって判断するのではなくて、具体的な意匠と認定できる限りにおいては、このように拒絶理由の対象とはなりませんという考え方自体はわかりました。ただ、一方で実務を行う側、出願人や代理人の立場から考えますと、六面図にこだわるわけではないよということ、図面の数ではないのだということはわかったものの、一体何を判断の目安、よりどころにして出願の図面を用意するのかという部分が具体的ではないなと思いました。考え方としてはわかるけれども、ではどうしたらいいのかというところをもう少し具体化できないだろうかという要望というか質問です。

○木本意匠審査基準室長 現状の通常在意匠登録出願におきましても、同じ判断をしております。よって、この御回答としては現状と大きく変わるものではございませんので、その細かい運用を書くということはちょっと控えさせていただきたいと思っております。ただ、国際意匠登録出願につきまして、特殊な運用や事例が生じる場合には、これまでも御説明させていただきましたように、Q&Aなどによってまた具体的に御説明させていただきたいと思っておりますが、御意見に対する考え方としては、この形の内容で答えさせていただきたいと思っております。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、前回御了解いただきました改訂意匠審査基準案に、本日御了解いただいた修正を加えたものを、ジュネーブ改正協定に対応する改訂意匠審査基準とするということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針についてのパブリックコメントの結果と対応

○茶園座長 それでは次の議題に移りたいと思います。議事次第3.の「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針についてのパブリックコメントの結果と対応」についてでございます。まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○上島意匠審査機械化企画調整室長 それでは、お手元の資料3を用いて説明させていただきたいと思います。意匠課意匠審査機械化企画調整室の上島です。よろしく申し上げます。

では、「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針（案）」について、平成26年10月29日から11月28日にかけてパブリックコメントを実施しまして、そちらに寄せられた御意見の概要と、御意見に対する考え方を、以下にまとめております。意見提出につきましては、個人の方から2件、トータルで4つの意見が挙げられております。内容としては、簡単に申しますと、運用方針案を支持する内容のものが1点、運用方針に対する要望が1点、その他の要望が2点挙がっております。いずれも、運用方針案に対して特段否定的な御意見がございませんでしたので、運用方針案については変更を加えておりません。

それでは、具体的な御意見の内容について説明させていただきたいと思います。1枚資料をめくっていただきまして、まず運用方針案の2.国際意匠分類の運用方針（2）国内出願に対する国際意匠分類の付与運用についての御要望でございます。

項番1です。国際意匠分類に掲示されている物品には定義がないことから、各分類に該当する物品群についての定義と具体的物品についての定義は、必要に応じて行ってほしいというものでございます。

こちらの考え方としましては、この意見の中にあります「物品群」とは、日本意匠分類の凡例にもありますけれども、大分類、小分類のようなまとまりというふうに解釈できますので、物品レベルと理解して考え方をまとめております。

御指摘の趣旨は、国際意匠分類の小類（サブクラス）ごとに作成する分類定義に加え、そこに含まれる個々の物品についても定義を作成すべき、との御意見と理解していますが、国際意匠分類の付与運用においては、日本意匠分類の付与運用と同様、一定の物品群に対応した小類ごとに分類定義を作成することにより行い、当該分類定義には、その小類に含まれる代表的な物品の例示を含む形式とする予定です、としまして、ほぼ御意見の内容を含んだ運用がとられるという点を回答としております。

続きまして、3. 国際意匠分類の修正及び追加に関する対応について寄せられた御意見でございます。

項番2で、加盟後は、専門家委員会において、国際意匠分類上の物品名の表示が不適切であったり、不十分であったりした現行分類の改正を求めていくという姿勢に賛成であり、期待するというものでございます。

こちらの考え方につきましては、支持をいただいている内容ですので、簡単に、運用方針案の内容を支持する御意見であると理解します、としております。

その他として、2件、意見が寄せられております。その1つ目として項番3にございますように、諸外国・組織の意匠制度では、意匠出願人に国際意匠分類の記載を義務づけまたは求めている国等があり、また、実体審査を経ない国等においては、優先権主張を伴って日本への意匠出願をする際に、当該官庁が付与または認めた国際意匠分類がわかっている場合があります。

上記のような背景を前提として、少なくとも外国から日本へ意匠出願する際には、願書に「【国際意匠分類】」のデリミタを設けて記載欄をつくり、意匠登録出願人が、任意で国際意匠分類を記載することができるように認め、その記載された分類は、必ず意匠公報に掲載される（併記される）ような省令改正・意匠実務運用をお願いしたいというものでございます。

こちらの意見に対しては、出願人の記載に基づく国際意匠分類を我が国特許庁の判断を経ずに、そのまま意匠公報等に掲載することになりますと、検索情報をいたずらに拡散するおそれがあり、それは適切でないと思われますので、考え方につきましては、事前の意匠権調査等における利便性及び確実性を確保するため、我が国特許庁において、一定の定義に基づく安定した国際意匠分類を付与することが適切と考えております、としまして、特許庁での一元的な付与が適切であるという旨を回答とさせていただきます。

その他の2つ目の御意見ですけれども、次のページをめくっていただきまして最後にな

のですが、項番4として、JPOは、ロカルノ協定第2条(1)に規定する「適当と認める国際意匠分類の法的範囲を定めることができる。」を加盟国に裁量権の行使を許容していると解釈し、我が国の現行分類の範疇を超えた新物品の導入は全く考慮していないとすれば、これは非国際的選択といわねばならない。我が国では、“typography”について、いずれの実定法によっても保護されていない。立法論としては、我が国がジュネーブ改正協定とロカルノ協定という意匠に関する2つの国際条約に加盟したことを機運に、意匠法による保護への導入の方向性を審議してもよいのではなかろうか、というものでございます。

こちらの考え方につきましては、ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定は、協定締約国に対して、意匠の保護対象についての直接的な義務を課すものではありませんということを行った上で、我が国意匠法の保護対象の在り方については、継続的な検討課題であると認識しています、という回答としております。広く保護対象の在り方については、検討課題と認識している点を回答とさせていただいているということでございます。

以上になります。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

それでは審議に移りたいと思います。今御説明いただきましたパブリックコメントの結果につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針案につきましては、特段の修正がございませんでしたので、前回御了解いただきました運用方針を採用するということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

意匠審査基準ワーキンググループ中間報告の取りまとめ

○茶園座長 それでは続いて、第1回から第3回目までの本ワーキンググループでの検討結果の取りまとめと、その検討結果の意匠制度小委員会の報告に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 それでは資料4について御説明させていただきます。お手元に資料4を御用意いただきますでしょうか。

この資料は、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキング

グループ第1回から第3回までの検討結果として取りまとめるものであります。そして、意匠制度小委員会の中間報告の内容としたいと考えているものでございます。表題にはその旨を明確にしており、御検討いただきました「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂とロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針」が検討の対象となっていることを明確にしております。そして、この資料4をこの場におきまして御検討いただいた後に、特に問題がないようございましたら、現在記載しております「(案)」を取る方向にさせていただきたいと考えております。

次のページにお移りください。最初のところになりますが、意匠審査基準ワーキンググループにおけるこれまでの検討経緯を説明しております。まず、平成23年12月20日以降、意匠制度小委員会において、ハーグ協定のジュネーブ改正協定とロカルノ協定、そして画像デザインの保護拡充の方向性について検討が行われ、平成26年1月31日に報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」が取りまとめられ、当該報告書は同年2月24日に知的財産分科会において了承されました。

その報告書には、両協定への加入を目指した対応と運用の詳細決定は意匠審査基準ワーキンググループで検討することが示されており、第186回国会において、法案の可決・成立、両協定への加入が承認されたことを受け、本ワーキンググループにおいて、早期加入に向けた作業が開始されたという検討の背景や位置づけを明確にしております。

以下、第1回から第3回までのワーキングの期日と検討内容、そして意見募集手続を順番に記載しているものとなっております。

さらに、次のページになりますと本ワーキンググループの委員名簿を掲載させていただくものとなっております。

そして、最後のページが具体的な検討内容となっております。まず、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂については、(1)意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針、(2)改訂意匠審査基準の検討が行われました。

(1)意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針においては、現行の国内出願とは異なる手続形式による国際出願を取り扱うこととなることから、我が国の意匠登録出願として適切に審査するための判断事項、国内の通常の出願への影響、審査手続の進め方など、26の論点で整理を行い、その対応方針をまとめました。

次に、改訂意匠審査基準については、この論点整理と対応方針を踏まえ、改訂意匠審査基準案を作成し、意見募集手続を経て改訂意匠審査基準を取りまとめ、特許法等の一部を

改正する法律附則第一条第三号で定めるジュネーブ改正協定に関連する規定の施行日以降に審査される出願について、この改訂意匠審査基準を適用するものとするを明確にしております。

また、ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針については、協定上の義務及び裁量に係る事項について我が国の取り扱いの対応方針をまとめるとともに、国内出願に対してより精選した国際意匠分類の付与を行うための対応方針と、国際意匠分類の利便性向上に向けた国際意匠分類の修正等に関する対応方針とをまとめた「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針」を、同じように意見募集手続を経て取りまとめ、以後、この方針に従いまして、国際意匠分類の運用を行うことを明確にするものとしております。

そして資料4には、それぞれ取りまとめていただきました、「意匠審査基準等の検討の論点と対応の方針」を（別紙1）として、「改訂意匠審査基準（関連部分抜粋）」を（別紙2）として、「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針」を（別紙3）として添付しております。

以上が資料4の構成となっております。

なお、改訂意匠審査基準につきましては、目次、凡例の修正などの意匠審査基準として必要な体裁や形式を整えた上で、後日、特許庁ホームページ等で公表することを予定しております。これらの技術的な修正につきましては事務局において作業を行い、座長の御了解をいただく予定としております。

以上でございます。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

今御説明いただきましたとおり、第1回から第3回までの本ワーキンググループの検討結果につきましては、資料4の中間報告の形に取りまとめて意匠制度小委員会に報告するという事、そして、改訂意匠審査基準についての修正につきましては、座長である私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、これまで3回にわたりまして皆様に御審議いただきましたことで、本ワーキンググループで検討を予定していた課題のうち、ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定に関する課題につきましては、一つの結論を得ることができました。

それでは、特許庁を代表いたしまして、保倉審査第一部長から一言御挨拶をお願いいたします。

○保倉審査第一部長 特許庁審査第一部長の保倉でございます。委員の皆様方におかれましては、年末のお忙しい中お集まりいただきまして、また3回にわたりまして熱心に御議論いただきましたこと、まことにありがとうございます。改めて深く御礼申し上げます。今回、第3回の意匠審査基準ワーキンググループ中間取りまとめをしていただきまして、本当にどうもありがとうございます。中締めといいたいでしょうか、折り返し地点ということになるかもしれませんが、一言挨拶させていただきたいと思っております。

御承知のとおり、このワーキンググループにおける課題というのは、大きく2つございます。今座長からもお話がありましたように、今般取りまとめていただきましたハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入に向けた意匠審査基準等の運用の整備、それから、来年以降御議論いただくこととなります画像デザインの登録要件に关します意匠審査基準の見直しということで、今進めておるところでございます。

今回その1点目であります、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入に向けた改訂意匠審査基準の内容を今般、無事取りまとめていただくことができました。これで実体面におけるハーグ協定に基づく意匠の国際出願の受け入れ体制の一つが整ったということになりまして、本当に感謝申し上げたいと思っております。また、ロカルノ協定につきましても運用方針をまとめていただきまして、我が国における今後の意匠分類の付与運用、そして将来的な国際分類の利便性向上に向けた取り組み方針についても御確認をいただきました。

特許庁としましても、来年春以降になると思いますが、意匠の国際出願の受付開始を目指しまして、引き続き事務運用に关しましてW I P Oとも調整を行いまして、また庁内の体制整備も行っていきたいと思っております。また年明けから、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際登録制度の概要と具体的な出願等の手続、そして今回取りまとめたいただきました我が国における審査の取り扱いなどについて、主要都市、大体20以上になると思いますが説明会を開きまして、周知していきたいと思っております。

一方、このワーキンググループの場におきましても、御指摘がありました今回の審査基準の内容というのは、国内制度との整合性、出願人、権利者、第三者とのバランスの観点から、いささか厳格なところがあるのではないかと御意見も聞かせていただきました。今後、国際出願の受け入れが始まりまして、また審査実務の蓄積を通じまして、制度ユーザーの皆様からフィードバックを受けながら、今後とも意匠権をより有効に活用できるように、望ましい意匠制度の在り方、その他につきまして検討を進めていきたいと思っております。

また、一つ、国際的な面で皆様に御報告しておきたいところがございます。既に御存じかもしれませんが、最近、意匠につきまして、国際協力の枠組みというものが今月新たにできたということがございます。御案内のように特許についてはI P 5、日米欧中韓の会議の場というのがございます。また商標についてもTM 5、5庁の枠組みになるという状況がございました。ただ振り返っていただきますと、意匠については主要5庁、日米欧中韓で議論する場というのが今までございませでした。かろうじてTM 5、商標の5庁の中でちょっと軒を借りまして、意匠セッションというのを中国S I P Oを除いた形でやるというのがこれまでの状況でございました。ただ、今般の今月初めのTM 5の中で、これはNHKのニュースとか、テレビ朝日とか、朝のめざましテレビとかでも放映されていたと思いますけれども、その中の意匠セッションを今度切り離して、I D 5、意匠だけの5庁、商標はS A I Cなのですが、中国をS I P Oに入れかえた形での意匠の会議の場というのが今般できることになりました。

そういうことで中国だけではないですけれども、いろいろ今後、制度面の調和とか運用面の調和も進めていける場ができたのかなと思っております。その中で今後どういう議題をやっていくかというところは、今回いろいろ皆様からも御指摘いただいておりますし、その中で優先度をつけながら進めていきたいと思っております。いずれにせよ、今回国際的な枠組みもできましたし、今日一つ取りまとめもさせていただきました。そういうところも含めまして今後我々、意匠制度の活用、発展に向けましてますます尽力してまいりたいと思っておりますので、今後とも皆様方のいろいろ御協力を賜ればと思っております。

繰り返しになりますけれども、熱心な議論、どうもありがとうございました。また来年以降いろいろ課題があろうかと思っておりますけれども、引き続き御協力賜ればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、ちょっと早いかもしれませんが、よいお年をお迎えいただければと思います。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

それでは最後に、今後のスケジュール等につきまして事務局からお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 本日はありがとうございました。

次回の意匠審査基準ワーキンググループでございますが、2つ目の大きなテーマである画像デザインに関する課題について御審議をいただく予定でございます。委員の皆様には、

事務局の準備が整い次第、改めて開催日程の調整等をさせていただきたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

○茶園座長 何かございますでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

それでは予定時間よりも早いですけれども、以上もちまして、第3回意匠審査基準ワーキンググループを閉会といたします。

本日は、御審議いただきましてどうもありがとうございました。

閉 会